

# 収支計算の手引き

## (農業所得のある方用)

申告会場での仕分けや収支内訳書の作成は時間がかかることがあります。

事前に、令和7年分（令和7年1月1日～令和7年12月31日）の収入・必要経費について、販売明細書や領収書等を見ながら分類・集計して、別添の「令和7年分収支内訳書（農業所得用）」を作成のうえ、当日ご持参くださるようお願いします。

この「収支計算の手引き」は、農業を営む方（青色申告の方を除く）が、収支計算に基づき農業所得を計算できるよう作成したものです。（※収支計算とは「収入」から「支出（その収入を得るための経費）」を差し引いて「所得」を計算することです。）

この手引きにある○数字や○記号は、収支内訳書の欄に対応していますので、説明を参考にそれぞれの欄へ記入して計算をしてください。

- （注）農業用だけでなく、家事用やその他の事業用にも使用している共用部分があるものについては、仕分け・按分をして、農業用部分のみを計上する必要があります。  
家事用やその他の事業用を減算して経費計上してください。  
肉用牛（免税対象牛）の販売がある方は、その他の農業分と分けて（共通経費は収入に応じて按分）計算してください。

内容が分かりにくい、どう集計したらいいのか分からないなど、不明な点がございましたら、申告期間前に、役場税務課や税務署へご相談ください。

### I 収入金額の計算

#### ① 販売金額

収穫した農作物の消費税込みの販売金額を計上してください。

農作物は「収穫したとき」が収入計上の時期となるため、販売後、まだ実際に代金を受け取っていない場合でも、本年内に販売したものについては全て本年分の販売代金になります。

- （注）売上（収入）から「手数料等が差し引かれている」場合は、差し引かれる前の金額を計上してください。差し引かれた手数料等は、その内容で区分して、該当する経費の方で計上してください。

①

円

② 家事消費金額 収穫した農作物を、家族で消費したり、親戚などへ贈答した場合には、家事消費として収入金額に計上します。販売金額については、農協等への実際の販売金額等を参考にしてください。

$$\text{家事消費金額} = \text{農作物の販売金額} \times \text{家事消費数量}$$

事業消費金額 雇人費、小作料等を現金ではなく、収穫した農作物の現物支給により支払った分を計上します。計上額の計算方法は家事消費と同じです。

②

円

③ 雑収入 農作物等に対する各種共済金や農作業受託収入、奨励金、交付金、補助金などを計上します。

注 農地貸付による小作料収入や電柱敷地料などは「不動産所得の収入」となります。農業の雑収入に計上しないようご注意ください。

③

円

## II 必要経費の計算

⑧ 雇人費 常雇・臨時雇人などの労賃及び賄費を計上します。  
賃金を農産物等で現物支給した場合は、事業消費金額として収入に計上した額と同額を計上します。

注 生計を一にする親族への支払いは雇人費にはなりません。

⑧

円

⑨ 小作料・賃借料 農地の小作料、農地以外の土地・建物の賃借料、農具等の賃借料などを計上します。

注 生計を一にする親族への支払いは小作料・賃借料にはなりません。

⑨

円

⑩ 減価償却費 農業用の建物、構築物、農機具、車両運搬具、生産母牛など（取得価額が10万円以上で使用可能期間が1年以上のもの）の償却費を計上します。  
計算が困難な場合は、償却資産の「名称・数量・取得年月日・取得価格など」を、契約書等により確認しておいてください。

⑩

円

- ⑪ 貸倒金 回収ができなくなった売掛金や貸付金などの貸倒損失を計上します。
- (11) 円
- ⑫ 利子割引料 農業用資金の借入金利子や農業用資産の割賦買入による支払利子を計上します。  
**注** 元本の返済額は必要経費になりません。
- (12) 円
- ⑬ 租税公課 農業用資産の固定資産税、自動車税、組合費、印紙代、消費税などを計上します。  
**注** 所得税、住民税、国民健康保険税等は必要経費なりません。  
自動車税について、農業以外で使用している場合は、その使用割合で按分して計算します。  
固定資産税の経費計上については、6月に送付した固定資産税納税通知書に同封の課税明細書などにより、事業用の固定資産の課税標準額を確認して経費計算してください。  
(※課税明細書を紛失された場合は、役場税務課にて「固定資産名寄帳」を取得することにより、課税標準額を確認することができます。)  
〔計算例〕  
○事業用の固定資産税  
田課税標準額；66,192円、事業用倉庫課税標準額；104,071円  
 $(66,192 + 104,071) \times 1.4\% \text{【税率】} = 2,383 \text{円}$  が経費対象  
○軽トラック自動車税  
税額；5,000円、使用割合(事業用；7割、自家用；3割)  
 $5,000 \text{円} \times 0.7 \text{【使用割合】} = 3,500 \text{円}$  が経費対象
- (13) 円
- ⑭ 種苗費 種子、苗等の購入費、育苗センターへの支払等を計上します。
- (14) 円
- ⑮ 素畜費 子牛、子豚等の取得費、種付け料を計上します。
- (15) 円

- ② 肥料費 化学肥料、たい肥等の購入費を計上します。
- ②
- 円
- ③ 飼料費 飼料の購入費を計上します。
- ③
- 円
- ④ 農具費 取得価格が10万円未満または使用可能期間が1年未満の農具（くわ、かま等）の購入費を計上します。  
それ以外の農機具は、減価償却費として計算します。
- ④
- 円
- ⑤ 農薬衛生費 農薬の購入費、航空防除等の費用を計上します。
- ⑤
- 円
- ⑥ 諸材料費 生産資材（ビニール、縄、支柱等）の購入費を計上します。
- ⑥
- 円
- ⑦ 修繕費 農機具、農業用車両、農業用建物などの修理に要した経費、車検代などを計上します。
- ⑦
- 円
- ⑧ 動力光熱費 農業用に供した電気、水道などの料金。灯油、ガソリンなどの燃料費を計上します。
- ⑧
- 円
- ⑨ 作業用衣料費 作業衣、手袋、雨靴等の購入費を計上します。
- ⑨
- 円

⑦ 農業共済掛金 水稻・果樹・家畜等の共済掛金、農業用建物・車両等の共済掛金を計上します。

（注）建物更生共済の積立保険料や生命保険料は必要経費になりません。

⑦

円

⑧ 荷造運賃手数料 出荷の際の包装費用、運賃、販売に要した市場手数料などを計上します。

⑧

円

⑨ 土地改良費 土地改良事業の受益者負担金や客土費用を計上します。

⑨

円

⑩ 雑費 上記以外で、農業に関連して支払う費用（事務用品代・電話代など）を計上します。

⑩

円

分類できないもの これまでの区分に分類できないものがある場合は、収支内訳書の空欄にその経費名を記載して計上します。

-

円

各項目の番号が収支内訳書の科目番号に対応しています。 分類・集計ができましたら、それぞれの金額を『令和 7年分収支内訳書（農業所得用）』に書き写して、作成は終了です。

この手引きに記載が無いなど不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

#### 【問い合わせ先】

南種子町役場 税務課 町税課税係

電話：26-1111（内線153, 154, 334）

種子島税務署

電話：22-0440